

令和 8 年第 4 回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 4 月 21 日（火）午後 3 時 00 分
- 2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター 研修室 2・3
- 3 委 員 農業委員 19 名
農地利用最適化推進委員 18 名
- 4 出席した農業委員 19 名

1 番委員	長谷川 泰道	2 番委員	大竹 吉弘	3 番委員	古川 正俊
4 番委員	春日部 一視	5 番委員	荒井 重隆	6 番委員	大島 光信
7 番委員	庄司 遼	8 番委員	二瓶 正貴	9 番委員	多田 善信
10 番委員	室野井 建一	11 番委員	渡部 一夫	12 番委員	折笠 康裕
13 番委員	佐野 和枝	14 番委員	武田 久美子	15 番委員	星 俊典
16 番委員	渡邊 直也	17 番委員	手代木 久司	18 番委員	佐々木 隆夫
19 番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 17 名

1 番委員	梶内 徳仁	2 番委員	中島 吉郁	3 番委員	渡部 義勝
4 番委員	長谷川 幸栄			6 番委員	田代 新一
7 番委員	齋藤 俊紀	8 番委員	渡部 清	9 番委員	平塚 与八
10 番委員	高橋 一浩	11 番委員	島影 盛継	12 番委員	本田 武史
13 番委員	菅井 洋一	14 番委員	佐藤 恒男	15 番委員	渡部 政治
16 番委員	高橋 一美	17 番委員	渡部 裕末	18 番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 0 名

欠席した農地利用最適化推進委員 1 名

5 番委員	山田 千代志				

- 6 出席した事務局職員

事務局長	生江 隆	事務局次長	加藤 高弘	主事	三崎 由香里
主事	塚本 恵美				

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主事	兼子 唯杜	主事	田尻 昭博		
----	-------	----	-------	--	--

<p>(農業委員4番) 春日部 一視 委員</p>	<p>農業委員4番、春日部より、議案第15号の3番と4番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 3番の案件は 農業者への売買による所有権の移転について、4番の案件は、農業を営む法人への売買による所有権の移転について欄外のこめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4月13日午後4時から、高野班班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>次に、神指班担当委員より5番について報告願います。</p>
<p>(農業委員3番) 古川 正俊 委員</p>	<p>農業委員3番、古川より、議案第15号の5番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 5番の案件は、農業を営む法人への売買による所有権の移転について欄外のこめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4月18日午前8時から、神指班委員2名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>次に、門田班担当委員より6番から11番について報告願います。</p>
<p>(農業委員7番) 庄司 遼 委員</p>	<p>農業委員7番、庄司より、議案第15号の6番から11番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 6番から8番の案件は、農業者への賃借権の設定について、9番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、10番と11番の案件は、農業を営む法人への賃借権の設定について、欄外のこめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4月11日午前9時から、門田班委員4名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>次に、大戸班担当委員より12番と13番について報告願います。</p>
<p>(農業委員2番) 大竹 吉弘 委員</p>	<p>農業委員2番、大竹より、議案第15号の12番と13番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 12番と13番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4月13日午前8時30分から、大戸班委員2名が農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>次に、川南班担当委員より14番から17番について報告願います。</p>
<p>(推進委員4番) 長谷川 幸栄 委員</p>	<p>推進委員4番、長谷川より、議案第15号の14番から17番について報告いたします。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。 14番と15番の案件は、農業者への賃借権の設定について、16番の案件は、新規就農者への賃借権の設定について、17番の案件は、農業者への使用賃借による権利の設定について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4月15日午後2時から、川南班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（農業委員14番） 武田 久美子 委員</p>	<p>次に、日橋班担当委員より18番について報告願います。</p> <p>農業委員14、武田より、議案第15号の18番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 18番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4月14日午後1時から、日橋班委員3名が農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（農業委員16番） 渡邊 直也 委員</p>	<p>最後に、堂島班担当委員より19番について報告願います。</p> <p>農業委員16番、渡邊より、議案第15号の19番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 19番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4月16日午前11時から、堂島班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請については許可するものと決せられました。 （退席した委員が入室）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>総会資料の27ページをお開きください。 議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したこと</p>

議長（会長）	<p>から、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
(農地部副部長) 渡部 一夫 委員	<p>次に、本件については、農地部及び1番は荒井班担当委員、2番は八田班担当委員との合同調査となっておりますので、農地部から調査報告を求めます。</p> <p>農地部より、まず、議案16号の1番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農業用倉庫の整備を計画するものです。 農地区分は、第2種農地のその他に該当することから、許可可能なものであります。</p> <p>現地調査につきましては、4月16日、午前9時30分から、農地部2名、荒井班委員3名、事務局1名の計6名で、実施した経過にあり、都市計画法は市街化調整区域、農振法・土地改良区は手続き不要であり、転用目的の実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p> <p>次に、議案16号の2番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、現在計画を進めている蓄電所の整備に向けて、地質調査を実施するものであり、調査する5ヶ所及び作業通路を工事用地として一時転用するものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地のその他に該当することから、許可可能なものであります。現地調査につきましては、4月16日、午前10時50分から、農地部2名、八田班委員2名、事務局1名の計5名で、実施した経過にあり、都市計画法は市街化調整区域、農振法・土地改良区は手続き不要であり、転用目的の実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>農地部の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はありませんか。 (なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第17号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。 (※議員参与の制限により退席3名)</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>農業委員 4番 春日部 一視 委員 農地利用最適化推進委員 9番 平塚 与八 委員 農地利用最適化推進委員 11番 島影 盛継 委員</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>総会資料の30ページをお開きください。 議案第17号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする規定されており、令和8年3月27日付け、7農政第1911号にて会津若松市長より意見を求められております。詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、農政部の詳細説明を求めます。</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>農政課の兼子と申します。日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本日は、私と田尻2名で農地中間管理機構を担当させていただきますので、よろしく願いいたします。 議案第17号農用地利用促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 4月総会の案件は、農地中間管理権の新規設定が18件、再設定が1件となり、対象となる地域計画のエリアは9地区です。 31ページをご覧ください。農地中間管理権の新規設定となります。エリアの内訳につきましては、日橋地区、堂島地区、高野地区、町北地区、神指地区、館ノ内地区、川南地区、門田地区になります。 続きまして、37ページをご覧ください。農地中間管理権の再設定となります。エリアの内訳につきましては、大戸地区になります。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>事務局及び農政部の説明が終わりました。 それでは、南四合・町北、高野、神指、門田、大戸、川南、館ノ内、日橋、堂島の各班において事前確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合には報告願います。 (なしの声あり)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。 (なしの声あり)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第17号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第17号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。</p>

	(退席した委員が入室)
議長 (会長)	次に、議案第 18 号、現況確認証明についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の 38 ページをお開きください。 議案第 18 号、現況確認証明についてであります。 この案件は、議案書記載の農地に係る経過や現況等を踏まえ、非農地であることを証明しようとするものです。説明は以上です。
議長 (会長)	事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、農地部と日橋班との合同調査となっておりますので、農地部から調査報告を求めます。
(農地部副部長) 渡部 一夫 委員	農地部より、議案 18 号について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、相続した当該対象地等の処分にあたり、対象地の地目が登記簿において畑となっていたことから、地目変更登記のため、今般の申請に至った経過にあります。現地調査につきましては、4月16日、午前10時10分から、農地部2名、日橋班委員2名、事務局1名の計5名で、実施した経過にあり、申請対象農地の非農地化が確認されたところであります。報告は、以上であります。
議長 (会長)	農地部の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はありませんか。 (なしの声あり)
議長 (会長)	それではお諮りいたします。議案第 18 号、現況確認証明については、非農地と証明することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長 (会長)	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 18 号、現況確認証明については、原案のとおり決せられました。
議長 (会長)	次に報告に移ります。 報告第 14 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、 報告第 15 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 16 号、各種証明に係る交付事務について、一括して事務局から報告願います。
農業委員会事務局	総会資料の 40 ページをお開きください。 報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの 14 案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。

<p>農業委員会事務局</p>	<p>次に、総会資料の43ページをお開きください。 報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理についてであります。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。 なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法及び建築基準法上の意見が付されております。 次に、総会資料の46ページをお開きください。 報告第16号 各種証明に係る交付事務についてであります。 詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、申請者に証明書を交付したものです。 以上、報告第14号から第16号については、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものです。報告は以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>報告第14号から第16号については、報告のとおりご了承願います。 以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午後3時30分閉会を宣言する）</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和8年4月23日

会津若松市農業委員会会長 渡 部 政 美

農業委員13番 佐 野 和 枝

農業委員16番 渡 邊 直 也